第42期定時株主総会招集ご通知に際しての
電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく
書面交付請求による交付書面に記載しない事項

・事業報告

１．新株予約権等に関する事項

２．会計監査人の状況

３．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

４．会社の支配に関する基本方針

５．剰余金の配当等の決定に関する方針

・計算書類

「株主資本等変動計算書」

「個別注記表」

事業年度（第42期）　２０２５年9月 1日から
２０２６年8月31日まで

株式会社 地域新聞社

1. 新株予約権等に関する事項（2026年８月31日現在）

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

①2022年11月24日開催の取締役会決議に基づき発行した第６回新株予約権の概要

新株予約権の総数	236個（新株予約権１個につき360株）
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式　84,960株
新株予約権の発行価額の総額	23,600円（新株予約権１個につき100円）
行使価額	１株あたり104円
新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計金額を合算した金額	8,859,440円 内訳　新株予約権発行分　23,600円 新株予約権行使分　8,835,840円
新株予約権の行使期間	2022年12月12日～2032年12月11日
割当先	当社取締役　３名 当社従業員　20名
新株予約権の行使の条件	A．割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値の１か月間（当日を含む21取引日）の平均値が一度でも行使価額に40%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。 (a)当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合 (b)当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合 (c)当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合 (d)その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合 B．新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。 C．本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。 D．各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

（注）上記の概要は、2026年８月31日現在の内容を記載しておりますが、「割当先」は、新株予約権の発行時点の区分で記載しております。

②2024年10月17日開催の取締役会決議に基づき発行した第８回新株予約権の概要

新株予約権の総数	200個（新株予約権１個につき360株）
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式　72,000株
新株予約権の発行価額の総額	20,000円（新株予約権１個につき100円）
行使価額	１株あたり103円
新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計金額を合算した金額	7,436,000円 内訳　新株予約権発行分　20,000円 新株予約権行使分　7,416,000円
新株予約権の行使期間	2024年11月15日～2032年11月14日
割当先	社外協力者　１名
新株予約権の行使の条件	Ａ．割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値の１か月間（当日を含む21取引日）の平均値が一度でも38円を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使価額で行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。 (a)当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合 (b)当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合 (c)当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合 (d)その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合 Ｂ．新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。 Ｃ．本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。 Ｄ．各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

（注）上記の概要は、2026年８月31日現在における内容を記載しております。

③2024年10月17日開催の取締役会決議に基づき発行した第９回新株予約権の概要

新株予約権の総数	3,284個（新株予約権１個につき360株）
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式　1,182,240株
新株予約権の発行価額の総額	328,400円（新株予約権１個につき100円）
行使価額	１株あたり107円
新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計金額を合算した金額	126,828,080円 内訳　新株予約権発行分　328,400円 新株予約権行使分　126,499,680円
新株予約権の行使期間	2024年11月22日～2034年11月21日
割当先	当社取締役　３名 当社従業員　43名
新株予約権の行使の条件	Ａ．割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値の１か月間（当日を含む21取引日）の平均値が一度でも38円を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。 (a)当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合 (b)当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合 (c)当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合 (d)その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合 Ｂ．新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。 Ｃ．本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。 Ｄ．各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

（注）上記の概要は、2026年８月31日現在における内容を記載しておりますが、「割当先」は、新株予約権の発行時点の区分で記載しております。

④2025年９月５日開催の取締役会決議に基づき発行した第10回新株予約権の概要

新株予約権の総数	960個（新株予約権１個につき360株）
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式　345,600株
新株予約権の発行価額の総額	96,000円（新株予約権１個につき100円）
行使価額	１株あたり223円
新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計金額を合算した金額	77,164,800円 内訳　新株予約権発行分　96,000円 新株予約権行使分　77,068,800円
新株予約権の行使期間	2025年９月25日～2035年９月24日
割当先	当社取締役　４名 当社従業員　50名
新株予約権の行使の条件	Ａ．割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値の１か月間（当日を含む21取引日）の平均値が一度でも75円を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。 (a)当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合 (b)当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合 (c)当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合 (d)その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合 Ｂ．新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。 Ｃ．本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。 Ｄ．各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。 Ｅ．新株予約権者は、本新株予約権の全部又は一部の放棄をすることはできない。

（注）上記の概要は、2026年８月31日現在における内容を記載しておりますが、「割当先」は、新株予約権の発行時点の区分で記載しております。

⑤2026年４月14日開催の取締役会決議に基づき発行した第11回新株予約権の概要

新株予約権の総数	9,947個（新株予約権１個につき269株）
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式　2,675,743株
新株予約権の発行価額の総額	2,705,584円（新株予約権１個あたり272円）
行使価額	当初行使価額は324円とする。 下限行使価額は、85円とする。 行使価額は、割当日の翌取引日（株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）において売買立会が行われる日をいう。以下同じ。）に初回の修正がなされ、以後２週間毎の月曜日に修正が行われる（以下、かかる修正が行われる日を、個別に又は総称して「修正日」という。）。修正が行われる場合、行使価額は、修正日に、当該修正日の直前取引日（同日に東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という。）がない場合には、その直前の終値のある取引日）における終値の90％に相当する金額（１円未満を切り上げる。）に修正される。ただし、かかる算出の結果得られた金額が下限行使価額を下回る場合には、行使価額は下限行使価額とする。
新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計金額を合算した金額	324,988,384円 内訳　新株予約権発行分　2,705,584円 新株予約権行使分　322,282,800円
新株予約権の行使期間	2026年５月１日～2029年４月30日
割当先	ネクスト・グロース株式会社
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。

（注）上記の概要は、2026年８月31日現在における内容を記載しておりますが、「新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計金額を合算した金額」は、新株予約権の発行時点の区分で記載しております。なお、2026年９月15日開催の取締役会において、割当先であるネクスト・グロース株式会社が保有する本新株予約権の全部を取得することを決議し、2026年９月30日付けで当社が取得しました。

⑥2026年７月13日開催の取締役会決議に基づき発行した第12回A新株予約権の概要

新株予約権の総数	15,648,078個（新株予約権１個につき0.5株）
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式　7,824,039株
新株予約権の発行価額の総額	無償
行使価額	１株あたり１円
新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計金額を合算した金額	7,824,039円 内訳　新株予約権発行分　0円 新株予約権行使分　7,824,039円
新株予約権の行使期間	2026年９月１日～2026年12月31日
割当先	株主割当の方法による。2026年８月10日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その有する当社株式１株につき、１個の割合をもって、本Ａ新株予約権を割り当てる。ただし、当社が有する当社株式については、本Ａ新株予約権を割り当てない。
新株予約権の行使の条件	（1）以下の①乃至④に該当する者（以下「非適格者」という。）は、本Ａ新株予約権を行使することができないものとする。 ①MTM Capital株式会社、オプションハウス株式会社、合同会社トレーディングワン、八木圭介氏、チョイズ株式会社、株式会社ビー・アール・ビーパートナーズ及び相良健志氏（以下「特定大量保有者」という。） ②特定大量保有者の共同保有者（（i）金融商品取引法第27条の23第５項に規定する「共同保有者」をいい、同条第６項に基づき共同保有者とみなされる者（なお、特定大量保有者と夫婦の関係にある者を含む。）、並びに、（ii）（ｲ）同法第27条の２第７項に定義される特別関係者、（ﾛ）特定大量保有者との間でフィナンシャル・アドバイザリー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関並びに当該特定の株主の公開買付代理人、主幹事証券会社、弁護士、会計士、税理士その他のアドバイザー、並びに（ﾊ）上記①、②(i)、②(ii)（ｲ）又は②(ii)（ﾛ）のいずれかに該当する者から市場外の相対取引又は東京証券取引所の市場内立会外取引（ToSTNeT-１）（なお、いわゆる市場内クロス取引などそれらに準じる取引を含む。）により当社株券等を譲り受けた者を含む。） ③上記①から本③までに該当する者から本Ａ新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け又は承継した者

	④上記①から③までに該当する者の「関連者」。なお、「関連者」とは、上記①から③までに該当する者との間にフィナンシャル・アドバイザリー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関その他これらの者と実質的利害を共通にしている者、公開買付代理人、弁護士、会計士、税理士その他のアドバイザー若しくはこれらの者（上記①から③までに該当する者を含む。）が実質的に支配し又はこれらの者と共同ないし協調して行動する者として、当社取締役会が当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収への対応方針）に基づき設置している独立委員会（以下「当社独立委員会」という。）の勧告を最大限尊重して合理的に認定した者をいう。組合その他のファンドに係る「関連者」の判定においては、ファンド・マネージャーの実質的同一性その他の諸事情を勘案するものとする。なお、篠原猛氏、ファーストメイク・リミテッド株式会社、前一明氏、菊本博之氏、合同会社YN企画、バイオセラミック株式会社、合同会社Happy horse、KING有限責任事業組合、静岡エネルギー株式会社、株式会社日本シーサプライ、中谷正和氏、野本豊氏及び鈴木祥元氏は、基準日時点で当社株主である場合には、「関連者」に該当するものとする。 (2) 本Ａ新株予約権者は、当社に対し、行使に係る本Ａ新株予約権の内容及び数、本Ａ新株予約権を行使する日等の必要事項、並びに自身が本Ａ新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言、並びに当社株式の割当対象株主の口座への振替に必要な情報を含む当社所定の書式による書面その他の必要書類を提出した場合に限り、本Ａ新株予約権を行使することができるものとする。 (3) 外国の適用法令上、本Ａ新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本Ａ新株予約権を行使することができない。 (4) 各本Ａ新株予約権の一部行使はできない。 (5) 「株券等」とは、金融商品取引法第27条の23第１項に規定する株券等を意味する。

新株予約権の取得	(1) 当社は、2026年８月12日以降に当社取締役会が決議した場合は、当社取締役会で定める取得日に、当該取得日時点で未行使であり、上記新株予約権の行使の条件（1）及び（2）の規定に従い行使可能な本Ａ新株予約権（日本証券金融株式会社（以下「日証金」という。）及び第一種金融商品取引業を行う金融商品取引業者であって信用取引を取り扱う者（以下「特定証券会社」という。）が保有する本Ａ新株予約権を除く。ただし、特定証券会社が保有する本Ａ新株予約権のうち、日証金が株主名簿上の株主となっている当社株式に対して割り当てられた本Ａ新株予約権を第11項に定める譲渡の承認を得て譲り受けたものについては、この限りではなく、本号に従い、当社普通株式を対価として、本Ａ新株予約権者の保有する本Ａ新株予約権を取得することができる。）（以下「行使適格本Ａ新株予約権」という。）につき、取得に係る本Ａ新株予約権の数に、本Ａ新株予約権１個当たりの目的となる株式の数を乗じた数（計算の結果１株未満の端数を生じる場合はその端数を切り捨てた数）の当社普通株式を対価として、本Ａ新株予約権者（当社を除く。）の保有する本Ａ新株予約権を取得することができる。 (2) 当社は、2026年８月12日以降に当社取締役会が決議した場合は、当社取締役会で定める取得日に、当該取得日時点で未行使である行使適格本Ａ新株予約権以外の本Ａ新株予約権につき、取得に係る本Ａ新株予約権と同数の当社新株予約権で非適格者による行使等に一定の制約が付されたもの（別紙第12 回Ｂ新株予約権に定める内容のものとする。）を対価として、本Ａ新株予約権者（当社を除く。）の保有する本Ａ新株予約権を取得することができる。 (3) 本項に基づく本Ａ新株予約権の取得に関する条件充足の確認は、上記新株予約権の行使の条件（2）に定める手続に準じた手続も踏まえて、当社独立委員会の勧告を最大限尊重して当社取締役会が定めるところにより行うものとする。なお、当社は、本Ａ新株予約権の行使が可能となる期間の開始日の前日までの間いつでも、当社が本Ａ新株予約権を取得することが適切であると当社独立委員会の勧告を最大限尊重して当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、全ての本Ａ新株予約権を無償で取得することができるものとする。

（注）上記の概要は、本新株予約権の発行時点の内容を記載しております。なお、当社は、2026年８月27日付けで、非適格者等以外の株主が保有する本新株予約権については当社普通株式を対価として、非適格者等が保有する本新株予約権については第12回B新株予約権を対価として、それぞれ取得し、取得した本新株予約権の全部を同日付けで消却しております。

⑦2026年８月12日開催の取締役会決議に基づき発行した第12回B新株予約権の概要

新株予約権の総数	5,024,758個（新株予約権１個につき0.5株）
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式　2,512,378株
新株予約権の発行価額の総額	無償
行使価額	１株あたり１円
新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計金額を合算した金額	2,512,378円 内訳　新株予約権発行分　0円 新株予約権行使分　2,512,378円
新株予約権の行使期間	2026年９月１日～2041年８月31日
割当先	12名（非適格者以外の日本証券金融株式会社及び特定証券会社を含む。）

新株予約権の行使の条件	(1) 本Ｂ新株予約権の保有者は、次の①及び②の条件を満たさない場合（第三者のために行使する場合には当該第三者が次の条件を満たさない場合を含む。）には、本Ｂ新株予約権を行使することができないものとする。 ①本Ｂ新株予約権の保有者が買付等（下記（５）で定義される。）を中止又は撤回し、かつ、その後買付等を実施しないことを誓約した場合であって、かつ ②（i）本Ｂ新株予約権の保有者の株券等保有割合（同法第27条の23 第４項に規定する株券等保有割合をいう。共同保有者（下記(４)②で定義される。）の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいう。）も計算上考慮されるものとする。ただし、本項において、株券等保有割合の計算に当たっては本Ｂ新株予約権の保有者やその共同保有者以外の非適格者（下記（４）で定義される。）についても当該本Ｂ新株予約権の保有者の共同保有者とみなして算定を行うものとし、また、非適格者の保有する本Ｂ新株予約権のうち行使条件が充足されていないものは除外して算定する。）として当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収への対応方針）に基づき設置している独立委員会（以下「当社独立委員会」という。）の勧告を最大限尊重して当社取締役会が認めた割合が 20%を下回っているとき、又は（ii）本Ｂ新株予約権の保有者の株券等保有割合として当社独立委員会の勧告を最大限尊重して当社取締役会が認めた割合が 20%以上である場合において、本Ｂ新株予約権の保有者その他の非適格者が、当社が認める証券会社に委託をして当社株式を処分し、当該処分を行った後における本Ｂ新株予約権の保有者の株券等保有割合として当社独立委員会の勧告を最大限尊重して当社取締役会が認めた割合が20%を下回ったときは、本Ｂ新株予約権の保有者その他の非適格者は、本Ｂ新株予約権につき、本Ｂ新株予約権の行使後における本Ｂ新株予約権の保有者の株券等保有割合として当社独立委員会の勧告を最大限尊重して当社取締役会が認める割合が 20%を下回る範囲内でのみ行使できる。 ただし、次のアからカのいずれかに該当する場合は、本Ｂ新株予約権の保有者は、本Ｂ新株予約権を行使することができる。 ア （日証金が制度信用取引の下で非適格者以外の実質株主のために名義株主となっている株式に対して割り当てられた本Ａ新株予約権から転換された本Ｂ新株予約権） 本Ｂ新株予約権の保有者が日本証券金融株式会社（以下「日証金」という。）であって、その保有する本Ｂ新株予約権が、日証金が株主名簿上の株主（以下「名義株主」という。）となっている当社株式に対して割り当てられた本Ａ新株予約権（以下「日証金割当Ａ新株予約権」という。）の取得の対価として交付された本Ｂ新株予約権（以下「日証金由来Ｂ新株予約権」という。）であり、日証金割当Ａ新株予約権が制度信用取引及び貸借

	取引の下で非適格者から第一種金融商品取引業を行う金融商品取引業者であって信用取引を取り扱う者（以下「特定証券会社」という。）を通じて担保として預かる当社株式に対して割り当てられたものではないことについての表明・保証条項、補償条項その他当社が定める事項を記載した書面その他当社がこれを確認するために合理的範囲内で求める客観的な資料を提出し、当社独立委員会が当該表明・保証の真実性その他の事情を考慮して行使を認めた場合 イ　(特定証券会社が自己勘定取引に基づき保有する株式に対して割り当てられた本Ａ新株予約権から転換された本Ｂ新株予約権) 本Ｂ新株予約権の保有者が特定証券会社であって、その保有する本Ｂ新株予約権が、当該特定証券会社が名義株主となっている当社株式に対して割り当てられた本Ａ新株予約権（以下「証券会社割当Ａ新株予約権」という。）の取得の対価として交付された本Ｂ新株予約権（以下「証券会社由来Ｂ新株予約権」という。）であり、証券会社割当Ａ新株予約権が当該特定証券会社の自己勘定取引に基づき保有する当社株式に対して割り当てられたものであることについての表明・保証条項、補償条項その他当社が定める事項を記載した書面その他当社がこれを確認するために合理的範囲内で求める客観的な資料を提出し、当社独立委員会が当該表明・保証の真実性その他の事情を考慮して行使を認めた場合 ウ　(日証金又は特定証券会社に交付された本Ｂ新株予約権のうち、別の金融商品取引業者が自己勘定取引により取得したもの) 本Ｂ新株予約権の保有者が第一種金融商品取引業を行う金融商品取引業者であって、その保有する本Ｂ新株予約権が、日証金由来Ｂ新株予約権又は証券会社由来Ｂ新株予約権を当該金融商品取引業者の自己勘定取引により取得したものであることについての表明・保証条項、補償条項その他当社が定める事項を記載した書面その他当社がこれを確認するために合理的範囲内で求める客観的な資料を提出し、当社独立委員会が当該表明・保証の真実性その他の事情を考慮して行使を認めた場合 エ　(特定証券会社が一般信用取引の下で非適格者以外の実質株主のために名義株主となっている株式に対して割り当てられた本Ａ新株予約権から転換された本Ｂ新株予約権) 本Ｂ新株予約権の保有者が特定証券会社であって、その保有する本Ｂ新株予約権が当該特定証券会社が信用取引に係る買い建玉を保有する者（以下「実質株主」という。）から担保として預かる当社株式に対して割り当てられた証券会社割当Ａ新株予約権の取得の対価として交付された証券会社由来Ｂ新株予約権であり、かつ、当該実質株主が非適格者に該当せず、非適格者以外の者のた

	めに本Ｂ新株予約権を行使することについての表明・保証条項、補償条項その他当社が定める事項を記載した書面その他当社がこれを確認するために合理的範囲内で求める客観的な資料を提出し、当社独立委員会が当該表明・保証の真実性その他の事情を考慮して行使を認めた場合 オ　(日証金又は特定証券会社から譲渡を受けた非適格者以外の者が保有する本Ｂ新株予約権) 本Ｂ新株予約権の保有者が、第６項に規定する当社取締役会の承認を受けて、日証金又は特定証券会社から直接本Ｂ新株予約権の譲渡を受けた譲受人（日証金及び特定証券会社を除く。）であって、当該譲受人が、①自らが非適格者に該当しないことについての表明・保証条項及び②本Ｂ新株予約権の行使により取得した当社株式を非適格者に該当する者に直接又は間接に譲渡又は移転しないこと（ただし、立会内取引（市場内クロス取引を除く。）を通じた売買を行うことは妨げられないものとする。）を誓約することその他当社が定める事項を記載した書面その他当社がこれを確認するために合理的範囲内で求める客観的な資料を提出し、当社独立委員会が当該表明・保証の真実性その他の事情を考慮して行使を認めた場合 カ　(当社から直接に本Ｂ新株予約権の交付を受けた非適格者以外の者（日証金及び特定証券会社を除く。）が保有する本Ｂ新株予約権) 本Ｂ新株予約権の保有者（日証金及び特定証券会社を除く。）が、当社から直接に本Ｂ新株予約権の交付を受けた者であって、①自らが非適格者に該当しないことについての表明・保証条項及び②本Ｂ新株予約権の行使により取得した当社株式を非適格者に該当する者に直接又は間接に譲渡又は移転しないこと（ただし、立会内取引（市場内クロス取引を除く。）を通じた売買を行うことは妨げられないものとする。）を誓約することその他当社が定める事項を記載した書面その他当社がこれを確認するために合理的範囲内で求める客観的な資料を提出し、当社独立委員会が当該表明・保証の真実性その他の事情を考慮して行使を認めた場合 (2) 上記（1）にかかわらず、2026年11月頃開催予定の当社第42 期定時株主総会（その延会及び継続会を含む。）において、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収への対応方針）に基づく対抗措置の発動に係る議案について、出席株主の議決権の過半数の賛成が得られなかった場合には、本Ｂ新株予約権の保有者は、当該株主総会の終結時以降、本Ｂ新株予約権を行使することができる。 (3) 適用ある外国の証券法その他の法令等上、当該法令等の管轄地域に所在する者による本Ｂ新株予約権の行使に関し、所定の手続の履行又は所定の条件の充足が必要とされる場合、当該管轄地域に所在する者は、当該手続及び条件が全て履行又

	は充足されていると当社が認めた場合に限り、本Ｂ新株予約権を行使できる。なお、当社が上記手続及び条件を履行又は充足することで当該管轄地域に所在する者が本Ｂ新株予約権を行使できる場合であっても、当社としてこれを履行又は充足する義務を負うものではない。 (4) 非適格者とは、以下の①乃至④に該当する者を意味する。 ①MTM Capital 株式会社、オプションハウス株式会社、合同会社トレーディングワン、八木圭介氏、チョイズ株式会社、株式会社ビー・アール・ビーパートナーズ及び相良健志氏（以下「特定大量保有者」という。） ②特定大量保有者の共同保有者（(i) 金融商品取引法第 27 条の 23 第５項に規定する「共同保有者」をいい、同条第６項に基づき共同保有者とみなされる者（なお、特定大量保有者と夫婦の関係にある者を含む。）、並びに、(ii) (ｲ) 同法第 27 条の２第７項に定義される特別関係者、(ﾛ) 当該特定の株主との間でフィナンシャル・アドバイザリー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関並びに当該特定の株主の公開買付代理人、主幹事証券会社、弁護士、会計士、税理士その他のアドバイザー、並びに (ﾊ) 上記①、本②(i)、本②(ii) (ｲ) 又は本②(ii) (ﾛ) のいずれかに該当する者から市場外の相対取引又は東京証券取引所の市場内立会外取引（ToSTNeT-１）（なお、いわゆる市場内クロス取引などそれらに準じる取引を含む。）により当社株券等を譲り受けた者を含む。） ③上記①から本③までに該当する者から当社の承認なく本Ｂ新株予約権を譲り受け又は承継した者 ④上記①から③までに該当する者の「関連者」。なお、「関連者」とは、上記①から③までに該当する者との間にフィナンシャル・アドバイザリー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関その他これらの者と実質的利害を共通にしている者、公開買付代理人、弁護士、会計士、税理士その他のアドバイザー若しくはこれらの者（上記①から③までに該当する者を含む。）が実質的に支配し又はこれらの者と共同ないし協調して行動する者として、当社取締役会が当社独立委員会の勧告を最大限尊重して合理的に認定した者をいう。組合その他のファンドに係る「関連者」の判定においては、ファンド・マネージャーの実質的同一性その他の諸事情を勘案するものとする。なお、篠原猛氏、ファーストメイク・リミテッド株式会社、前一明氏、菊本博之氏、合同会社YN 企画、バイオセラミック株式会社、合同会社Happy horse、KING 有限責任事業組合、静岡エネルギー株式会社、株式会社日本シーサプライ、中谷正和氏、野本豊氏及び鈴木祥元氏は、本Ａ新株予約権の割当基準日時点で当社株主である場合には、「関連者」に該当するものとする。 (5) 「買付等」とは、 ①非適格者の議決権割合（以下で定義される。）を20%以上

	とすることを目的とする当社株券等（金融商品取引法第27条の23 第１項に規定する株券等をいう。）の買付行為（公開買付けの開始を含むが、それに限らない。）、 ②結果として非適格者の議決権割合が20%以上となるような当社株券等（金融商品取引法第27条の23 第１項に規定する株券等をいう。）の買付行為（公開買付けの開始を含むが、それに限らない。）、 又は ③上記①又は②に規定される各行為の実施の有無にかかわらず、非適格者が、当社の他の株主（複数である場合を含む。以下本③において同じ。）との間で行う行為であり、かつ、当該行為の結果として当該他の株主が当該非適格者の共同保有者（なお、非適格者と夫婦の関係にあるものを含む。以下同じ）に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該非適格者と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係を樹立するあらゆる行為（ただし、当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27 条の23 第１項に規定する株券等をいう。）につき当該非適格者と当該他の株主の株券等保有割合の合計が20%以上となるような場合に限る。）を意味する（いずれも事前に当社独立委員会の勧告を最大限尊重して当社取締役会が同意したものを除く。）。 「議決権割合」とは、非適格者の具体的な買付方法に応じて、(i) 非適格者が当社の株券等（金融商品取引法第27 条の23 第１項に規定する株券等をいう。）の保有者及びその共同保有者である場合の当該保有者の株券等保有割合（同法第 27 条の 23 第４項に規定する株券等保有割合をいう。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいう。）も計算上考慮される。）又は（ii）非適格者が当社の株券等（同法第27 条の２第１項に規定する株券等をいう。）の買付け等を行う者及びその特別関係者である場合の当該買付け等を行う者及び当該特別関係者の株券等所有割合（同法第 27 条の２第８項に規定する株券等所有割合をいう。）の合計をいう。株券等保有割合又は株券等所有割合の算出に当たっては、発行済株式の総数（同法第27条の23第４項に規定するものをいう。）及び総議決権の数（同法第27 条の２第８項に規定するものをいう。）は、有価証券報告書、半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができる。 (6) 「本Ａ新株予約権」とは、株式会社地域新聞社第12回Ａ新株予約権を意味する。 (7) 上記（５）③における「当該非適格者と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判断は、新たな出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、デリバティブ

	や貸株等を通じた当社株券等（金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に規定する株券等をいう。）に関する実質的な利害関係等の形成や、当該非適格者及び当該他の株主が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎として行う。 (8) 上記（5）③所定の行為がなされたか否かの判断は、当社独立委員会が合理的に判断する。なお、当社独立委員会は、上記（5）③所定の要件に該当するか否かの判断に必要とされる範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがある。 (9) 上記（3）の条件の充足の確認は、当社取締役会が定めるところによる。 (10) 各本Ｂ新株予約権の一部行使はできない。

（注）上記の概要は、本新株予約権の発行時点の内容を記載しております。

2．会計監査人の状況

(1) 名称　　三優監査法人

(2) 報酬等の額

	支　　払　　額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	23,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	23,000千円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前期の監査の分析・評価、監査計画における監査時間・配員計画、会計監査人の職務執行状況、報酬見積の相当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬額につき、会社法第399条第１項の同意を行っております。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨の規定を定款第31条に設けておりますが、責任限定契約は締結しておりません。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、会計監査人を解任します。また、その他会計監査人の適格性及び独立性等職務の遂行に関する事項等について支障があると判断される場合は、監査役会は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出します。

３．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備についての決定内容は以下のとおりであります。

(１) 当社の取締役・使用人等の職務執行が法令・定款等に適合することを確保するための体制（会社法第362条第４項第６号及び会社法施行規則第100条第１項第４号）

① 「内部統制委員会」を設置し、コンプライアンス規程に基づき、コンプライアンス基本方針、内部統制重点行動指針を制定する。

② 内部統制委員会は、隔月１回以上開催し、活動内容については、定期的に取締役会及び監査役会に報告する。各本部に内部統制推進委員を配置し、定期的な研修を実施するとともに、内部監査を実施する。

③ 組織を横断する各種組織（内部統制委員会、衛生委員会）を設置し、法令及び定款に適合することを確保する。

④ 内部監査室は、コンプライアンス規程及び内部統制委員会の実施状況を監査し、他の業務監査の結果を含めて定期的に取締役会及び監査役会に報告する。

⑤ 内部監査室は、監査実施項目及び実施方法を検証し、監査実施項目に遺漏なきよう確認し、必要があれば内部監査規程の改定を提案する。

⑥ 企業経営及び日常業務に関する必要なアドバイスを顧問弁護士から常時受けることのできる体制を構築する。

⑦ 「内部通報窓口」に内部監査室室長を配置し、内部通報及び社員相談に迅速に対応できる体制を構築する。

⑧ 反社会的勢力及び団体とは一切の関わりをもたず、毅然とした態度で臨み、これを断固として排除することを基本方針とし、コンプライアンス規程及びコンプライアンス基本方針において社内に周知徹底する。

⑨ 財務報告に係る内部統制を整備・運用し、その有効性を適切に評価報告するための体制を構築する。

(２) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制（会社法施行規則第100条第１項第１号）

① 取締役及び使用人の職務の執行に係る情報については、情報システム基本規程及び文書管理規程に基づき適切に管理を行い、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

② 文書の保管期間は、法令に特段の定めのない限り、文書管理規程に定めるところによる。

③ 文書保存及び管理に係る事務に関しては、法務総務統括部統括部長が所管する。

(３) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制（会社法施行規則第100条第１項第２号）

① 事業に関連する内外の様々なリスクを適切に管理し、事業の遂行とリスク管理のバランスを取りつつ持続的成長による企業価値の向上を目指し、「リスク管理規程」に基づき、内部統制実務責任者及び各部門長により構成される「内部統制委員会」を設置する。

② 「内部統制委員会」は、組織横断的な各委員会を統括し、当社全体のリスクマネジメントの運営に当たるとともに、リスクマネジメントを継続的に改善する。

③ 各本部においては、リスクへの適切な対応を行うために、現状を正しく評価し、リスクの分析と対策の実施を行い、リスクマネジメントを継続的に改善する。
④ 内部監査室は、内部監査規程に基づき定期的に業務監査を行い、リスク管理状況と併せて取締役会及び監査役会に報告する。
⑤ 内部監査室の監査により法令・定款違反その他の事由に基づき損失のリスクのある業務執行行為が発見された場合には、発見されたリスクの内容及びそれがもたらす損失の程度等について直ちに内部統制委員会及び各本部長に通報する体制を構築する。

(4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第100条第１項第３号）
① 経営理念に基づき事業遂行のための年度計画及び中期計画等を策定する。
② 職務執行の効率性を向上させ、採算管理の徹底を図るために、各計画の達成状況を検証し、結果を業務に反映させる。
③ 取締役会規程により定められている事項及びその付議基準に該当する事項については、すべて取締役会に付議することを遵守し、原則として、月１回取締役会を開催する。また、取締役等で構成される経営会議において、経営方針、経営戦略及び業務執行に関する重要な議題について検討し、その審議を経て速やかな業務執行を行うものとする。
④ 取締役会の決定による業務執行については、業務分掌規程及び職務権限規程等に基づき権限の委譲が行われ、各部門、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り適正且つ効率的に職務の執行を行うこととする。

(5) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項（会社法施行規則第100条第３項第１号）
監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、監査役会と協議の上、当社の使用人の中から監査役補助者を１名以上配置することとする。

(6) 当社の監査役の職務を補助すべき使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項（会社法施行規則第100条第３項第２号）
監査役の職務を補助すべき使用人の人事異動、人事評価、懲戒については、監査役会の同意を必要とし、取締役からの独立性を確保するものとする。

(7) 当社の監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項（会社法施行規則第100条第３項第３号）
監査役の職務を補助すべき使用人は、監査役から命じられた職務に関しては、取締役及び当該使用人の属する組織の上長等の指揮命令を受けないものとし、もっぱら監査役の指揮命令に従わなければならない。

(8) 当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制（会社法施行規則第100条第３項第４号イ）
① 当社の取締役及び使用人は、下記の事項について、発見次第、遅滞なく当社の監査役に報告する。
ⅰ．職務執行に関する重大な法令・定款違反又は不正行為の事実
ⅱ．会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
ⅲ．会社の業務又は業績に影響を与える重要な事項
② 当社の取締役及び使用人は、当社の監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行う。
③ 当社の監査役は、当社の取締役会、経営会議、その他コンプライアンスに関連する各種

委員会に出席し、当社の経営、業績及び内部統制に関する重要事項について報告を受ける。

(9) 当社の監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制（会社法施行規則第100条第３項第５号）

当社は、当社の監査役へ報告をした当社役員及び従業員（以下「当社役職員」という。）に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を内部通報の取扱いに関する規程に明記するとともに、当社役職員に周知徹底する。

(10) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項（会社法施行規則第100条第３項第６号）

① 当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払等の請求をしたときは、経理部において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

② 当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。

(11) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第100条第３項第７号）

① 当社の代表取締役は、当社の監査役と定期的に会合をもち、業務報告とは別に会社運営に関する意見の交換を行うなどして監査役との意思の疎通を図るものとする。

② 当社の監査役は、当社の会計監査人、内部監査室とそれぞれ定期的に意見交換を行い、効率的な監査を実施する。

③ 当社の監査役は、当社の監査役会規則及び監査役監査基準に則り、適法性の監査のみならず、リスク管理、内部統制システムの整備・運用状況を含む取締役の業務執行状況の監査を行う。

④ 当社の監査役は、必要に応じて、弁護士・会計士等の外部専門家と連携し監査業務の執行にあたる。

当該体制の運用状況の概要

当社は、定期的に内部統制委員会を開催し、問題事象の検討及び再発防止策の協議を行い、取締役会及び監査役会に報告しております。そのほか、社内研修等を通じ、取締役及び使用人のコンプライアンス意識の浸透に努めております。

４．会社の支配に関する基本方針

（１）基本方針の内容の概要

当社は、特定の者による当社株式の大量取得行為の提案を受け入れるか否かは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上に資するものであれば、これを否定するものではなく、最終的には株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると認識しております。

しかし、当社は2024年２月の経営体制刷新に伴い、同年６月３日に新たな成長戦略「Strategic Plan」を発表し、同年６月28日に開催した臨時株主総会において勧告的決議が承認可決されました。この「Strategic Plan」に基づき、地域密着型の新聞等発行事業及び折込チラシ配布事業等という当社の事業を運営するにあたっては、取引先である地域の広告主や広告代理店、読者である地域社会の方々から長年に亘っていただいている信頼が重要であり、その基盤となる高い配布率や地域密着型のコンテンツ力を支える専属のポスメイト（戸別配布員）やライターとの強固な関係性に基づく当社独自の地域に根ざした事業展開が非常に重要であります。当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者において、これらに対する理解がない場合には、当社の企業価値又は株主共同の利益の確保・向上が妨げられる可能性があります。

当社は、当社株式の大量取得行為が行われる場合、買付者からの必要かつ十分な情報の提供なくしては、当該大量取得行為が当社の企業価値又は株主の皆様の共同利益に及ぼす影響を、株主の皆様にご判断いただくことは困難であると考えます。また、大量取得行為の中には、ステークホルダーとの良好な関係を保持することができない可能性がある等、当社の企業価値の源泉が長期的にみて毀損されるおそれがあるもの、当社の企業価値又は株主の皆様の共同利益が損なわれるおそれのあるものも考えられます。

上記の観点から、当社取締役会は、大量取得者に株主の皆様のご判断のための必要かつ十分な情報を提供するよう求めたうえ、大量取得者の提案が当社の企業価値又は株主の皆様の共同利益に及ぼす影響について当社取締役会が評価・検討できるようにすることが必要であると考えております。また、当社の企業価値・株主共同の利益を損なう大量取得行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であることから、当社取締役会は、そのような者による大量取得行為に対して必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保することが、株主の皆様の負託を受けた者の責務であると考えております。

（２）基本方針実現のための取組みの具体的な内容の概要

(a) 基本方針の実現に資する特別な取組みの具体的な内容の概要

(今後の戦略に関する基本方針)

当社は、2024年６月３日に「今後の戦略に関する基本方針」を公表し、同年６月28日開催の臨時株主総会において、本基本方針に関する勧告的決議が承認されております。その後も、当社の企業価値を再定義し、中長期的な企業価値の向上を実現するため、本基本方針の改定・更新を重ね、2025年11月30日開催の第41期定時株主総会において、最新の本基本方針について株主の皆様のご賛同をいただいております。

本基本方針においては、無料紙面掲載からのペルソナデータの創造とAIを活用したプロモーション・マーケティング戦略及び「地域共創プラットフォーム」の構築による新型ビジネスモデルの展開等を掲げており、これらの取組みを通じて、中長期的な企業価値の向上を目指しております。

(コーポレート・ガバナンスの強化)

①コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、「人の役に立つ」を経営理念とし、「働く人達」、「地域社会」、「国家」の役に立つ企業となることを目標としており、お客様・読者・取引先・地域社会をはじめ、株主及び投資家からの信用をより高めることが重要であると認識しております。そのためにも、健全で透明性が高く、経営環境の変化に柔軟に対応できる組織を構築することが重要であり、これを実現することがコーポレート・ガバナンスの強化であると考えております。

②企業統治の体制の概要

当社は監査役制度を採用し、機関としては取締役会、監査役会及び経営会議を有しております。

取締役会は、社外取締役１名を含む取締役５名で構成されており、原則毎月１回以上開催し、経営の意思決定機関及び取締役の職務執行を監視、監督する機関としての役割を果たしております。

監査役会は、社外監査役３名で構成されており、原則として毎月１回開催する他、必要に応じて臨時に開催しております。各監査役の取締役会への出席の他、社内重要会議への常勤監査役の出席を通じて、取締役及び取締役会の業務執行を監視するとともに、経営全般に対して監査機能を発揮しております。

経営会議は、取締役等で構成されており、原則隔週１回開催し、日常の個々の業務遂行における報告、検討・協議及び決定を行っております。

当社の取締役のうち田中康郎は独立社外取締役であり、また、当社の監査役は全員が独立社外監査役であります。当社の独立役員はそれぞれ法務・財務・会計等の知見や企業経営の経験を有しており、経営の透明性を高めるとともに、客観的な立場からの経営の監督、適切な助言が得られる体制としております。

上記のほか、当社は、最新のコーポレートガバナンス・コードを踏まえながら、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでおります。当社のコーポレート・ガバナンス体制の詳細につきましては、当社のコーポレート・ガバナンスに関する報告書をご参照ください。

(b) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの具体的な内容の概要

当社は、2022年10月24日開催の取締役会決議及び2022年11月24日開催の第38期定時株主総会決議に基づき、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収への対応方針）を導入し、2025年10月17日開催の取締役会において、その内容を更新することを決議するとともに、2025年11月30日開催の第41期定時株主総会において、その更新について株主の皆様のご承認をいただいております（以下、更新後の買収への対応方針を「本プラン」といいます。）。

当社取締役会は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大量取得行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。本プランは、こうした不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大量取得行為を抑止するとともに、当社株券等に対する大量取得行為が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様に代替案を提案する、あるいは株主の皆様がかかる大量取得行為に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることを目的としております。

本プランは、当社株券等の20％以上を取得しようとする者が現れた際に、買付者等に事前の情報提供を求める等、上記の目的を実現するために必要な手続を定めております。また、株券等の取得を伴わない場合であっても、一定の株主間において共同保有関係又は共同ないし協調して行動する関係を形成する行為であって、これらの者の株券等保有割合の合計が20％以上となるものについても、本プランの適用対象としております。

本プランに従って新株予約権の無償割当てがなされ、その行使又は当社による取得に伴って買収者以外の株主の皆様に当社株式が交付された場合には、買収者の有する当社の議決権割合は、最大約50％まで希釈化される可能性があります。

当社は、本プランに基づく対抗措置（新株予約権の無償割当て）の発動、不発動等の判断については、取締役の恣意的判断を排するため、当社経営陣から独立した社外取締役、社外監査役及び社外の有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する者で構成される独立委員会を設置し、その客観的な判断を経るものとしております。

また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の場合には、株主総会を開催し、株主の皆様の意思を確認します。ただし、買付者等が本プランに定める手続を遵守しない場合や、買付等が濫用的買収又は強圧的二段階買収に該当する場合等には、株主意思確認総会を経ることなく、対抗措置を実施することがあります。

こうした手続の過程については、適宜株主の皆様に対して情報開示を行い、その透明性を確保することとしております。

なお、本プランの有効期間は、第41期定時株主総会の終結後３年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとしております。ただし、その有効期間の満了前であっても、当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは当該決議に従い廃止されるものとしております。

なお、当社は、当事業年度において、本プランに基づく対抗措置として、第12回Ａ新株予約権の無償割当てを実施し、その後、当該新株予約権の取得並びにこれに伴う当社普通株式及び第12回Ｂ新株予約権の交付等を行っております。

（3）具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

当社の「今後の戦略に関する基本方針」に基づく取組み及びコーポレート・ガバナンスの強化、本プラン等の各施策は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、当社の基本方針に沿うものです。

また、本プランは、当社株券等に対する買付等が行われた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とするものであり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保することを目的とするものであることから、当社の基本方針に沿うものです。

さらに、本プランは、「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を充足するとともに、「企業買収における行動指針―企業価値の向上と株主利益の確保に向けて―」を踏まえた内容となっていること、第41期定時株主総会においてその更新について株主の皆様のご承認を得ていること、一定の場合には本プランに基づく対抗措置の発動の是非等について株主意思確認総会において株主の皆様の意思を確認する仕組みが設けられていること、有効期間を約３年間とするいわゆるサンセット条項が付されていること、及び有効期間の満了前であっても、当社株主総会で選任された取締役により構成される取締役会において本プランを廃止できるものとされていること等、株主意思を重視するものとなっております。

加えて、本プランに基づく対抗措置の発動等に際しては、独立性のある社外取締役、社外監査役及び社外の有識者のいずれかに該当する者から構成される独立委員会による勧告を経ることとされており、取締役会の恣意的な判断を排除し、その判断の公正性及び客観性を確保するための仕組みが設けられております。

5．剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の重要事項として認識しております。一方で、現在は他社とのアライアンスを中心とした新サービスの創出や経営基盤の強化を進めており、当事業年度の期末配当は無配とさせていただく方針です。2025年11月30日開催の第41期定時株主総会では、繰越欠損の解消を目的とする「資本金及び資本準備金の額の減少の件」が否決されました。当社は早期の復配を検討できる財務基盤を整えるため、2026年11月27日開催の第42期定時株主総会に、同趣旨の議案を改めて付議しております。当該議案が承認可決され、所定の手続きを経て欠損填補が実施されれば、利益剰余金のマイナスを解消する見込みです。株主の皆様に本議案の趣旨をご理解いただき、ご賛同いただくことが、早期復配に向けた重要な一歩となります。今後は、業績及び財務状況、成長投資に必要な資金等を勘案しながら、株主の皆様への利益還元の早期実現を目指してまいります。

なお、当社は中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

株主資本等変動計算書

（2025年９月１日から
2026年８月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本							評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計						
				繰越利益剰余金							
当期首残高	511,720	441,720	441,720	△305,667	△305,667	△827	646,946	5,722	5,722	565	653,233
当期変動額											
新株の発行	170,272	170,272	170,272	－	－	－	340,544	－	－	－	340,544
当期純損失（△）	－	－	－	△289,461	△289,461	－	△289,461	－	－	－	△289,461
自己株式の取得	－	－	－	－	－	△270	△270	－	－	－	△270
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	－	－	－	－	－	－	49,274	49,274	2,608	51,882
当期変動額合計	170,272	170,272	170,272	△289,461	△289,461	△270	50,812	49,274	49,274	2,608	102,695
当期末残高	681,993	611,993	611,993	△595,129	△595,129	△1,097	697,759	54,996	54,996	3,173	755,929

個 別 注 記 表

1．記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

2．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1)有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式　移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券　市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

(2)棚卸資産の評価基準及び評価方法

配布品及び仕掛品……個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）によっております。

貯蔵品……最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）によっております。

(3)固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）は定額法によっております。また、2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	３～46年
構築物	３～10年
機械及び装置	２～10年
工具、器具及び備品	２～15年

無形固定資産（リース資産を除く）

ソフトウエア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

特許権については、耐用年数（８年）に基づく定額法によっております。

(4)引当金の計上基準

貸倒引当金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

退職給付引当金……従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の計算に退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5)収益及び費用の計上基準

当社は、新聞等発行事業及び折込チラシ配布事業を主要な事業としています。

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社は、新聞等発行事業及び折込チラシ配布事業に関しては、顧客からの受注に基づき制作した広告又は顧客から納品されたチラシを、当社発行のフリーペーパー「ちいき新聞」に掲載又は折込し、配布する履行義務を負っていることから、「ちいき新聞」の発行スケジュールに則り、配布が完了した時点で収益を認識しております。

なお、一部の取引のうち、当社が代理人に該当すると判断したものについては、顧客から受け取る対価の総額から仕入先に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。

3．貸借対照表に関する注記

(1)担保に供している資産

担保に供している資産及びこれに対応する債務は次のとおりであります。

①担保に供している資産	建物	345,495千円
	土地	667,526千円
②担保に係る債務	短期借入金	50,000千円
	１年内返済長期借入金	16,027千円
	長期借入金	587,385千円

(2)有形固定資産の減価償却累計額　157,316千円

(3)関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権　12,573千円

4．株主資本等変動計算書に関する注記

(1)発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	3,741,914株	17,222,317株	－株	20,964,231株

（注１）当社は2025年11月１日付けで普通株式１株につき２株の割合で、また、2026年6月26日付けで普通株式１株につき1.8株の割合で株式分割を行ったため、発行済株式の総数が10,612,596株増加しております。

（注２）発行済株式の総数の増加は、第12回A新株予約権の取得により5,311,561株、第三者割当増資により817,900株、新株予約権の行使により480,260株の発行を実施したことによる増加分であります。

(2)自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	820株	3,772株	－株	4,592株

（注１）当社は2025年11月１日付けで普通株式１株につき２株の割合で、また、2026年6月26日付けで普通株式１株につき1.8株の割合で株式分割を行ったため、自己株式の総数が2,132株増加しております。
（注２）自己株式の総数の増加は、単元未満株式の買取り1,640株によるものであります。

(3)新株予約権に関する事項

株式の種類（名称）	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式(第６回新株予約権)	66,600株	173,160株	154,800株	84,960株
普通株式(第８回新株予約権)	120,000株	312,000株	360,000株	72,000株
普通株式(第９回新株予約権)	378,500株	984,100株	180,360株	1,182,240株
普通株式(第10回新株予約権)	－	360,000株	14,400株	345,600株
普通株式(第11回新株予約権)	－	2,675,743株	－	2,675,743株
普通株式(第12回A新株予約権)	－	7,824,039株	7,824,039株	－
普通株式(第12回B新株予約権)	－	2,512,379株	－	2,512,379株

（注１）当社は2025年11月1日付けで普通株式１株につき２株の割合で、また、2026年6月26日付けで普通株式1株につき1.8株の割合で株式分割を行ったため、第6回、第8回、第9回の新株予約権が増加しております。
（注２）第10回、第11回、第12回の新株予約権の増加は新株予約権の発行によるものであります。
（注３）第６回、第８回、第９回、第10回の新株予約権の減少は権利行使によるものであります。
（注４）第12回A新株予約権の減少は新株予約権の消却によるものであります。

5．税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金	370,622千円
未払事業税	1,581千円
退職給付引当金否認	55,707千円
貸倒引当金繰入額否認	8,226千円
減損損失否認	955千円
資産除去債務	6,805千円
その他	14,337千円
繰延税金資産小計	458,235千円
評価性引当額	△458,235千円
繰延税金資産合計	－千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	24,078千円
資産除去費用	1,832千円
繰延税金負債合計	25,911千円
繰延税金資産純額（△は負債）	△25,911千円

6．金融商品に関する注記

(1)金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、必要な資金を主に銀行借入により調達しております。また、一時的な余剰資金は主に流動性の高い金融資産で運用しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は債務者の信用リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、本社等の不動産賃貸契約に基づく敷金及び取引先との契約に基づく営業保証金であり、貸主及び取引先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、ほとんど１年以内の支払期日であります。

借入金は、運転資金及び設備投資の資金の調達を目的としたものであり、一部の借入金については金利変動リスクに晒されております。

投資有価証券は、発行体の信用リスクにさらされております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

1）信用リスク（債務者の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程等に従い売掛金について債務者の状況をモニタリングし、債務者ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券については、定期的に発行体の財務状況等を把握しています。

2）市場リスク（金利の変動リスク）の管理

当社は、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利の変動状況を継続的に把握し、複数の金融機関と取引することで、支払金利の抑制に努めております。

3）資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理
当社は、財務部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(2)金融商品の時価等に関する事項
2026年８月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。現金及び預金、売掛金、買掛金、短期借入金、未払金については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券※１	198,300	198,300	－
敷金及び保証金	100,264	92,654	△7,610
資産計	298,564	290,954	△7,610
長期借入金　※２	728,822	728,743	△79
負債計	728,822	728,743	△79

※１　当該事業年度において54,468千円の減損処理を行っております。
※２　１年内返済予定の長期借入金を長期借入金に含めて表示しております。

（注１）市場価格のない株式等

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式※	7,840

※　非上場株式については、「投資有価証券」に含めておりません。

（注２）金銭債権の決算日後の償還予定

（単位：千円）

	１年以内	１年超５年以内	５年超10年以内	10年超
現金及び預金	596,023	－	－	－
売掛金	344,183	－	－	－
敷金及び保証金	39,806	40,432	20,026	－
合計	980,013	40,432	20,026	－

（注３）長期借入金の決算日後の返済予定額

（単位：千円）

	１年以内	１年超 ２年以内	２年超 ３年以内	３年超 ４年以内	４年超 ５年以内	５年超
長期借入金	77,011	43,667	35,478	34,730	16,949	520,986

(3)金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価で貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
その他	198,300	－	－	198,300

②時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
敷金及び保証金	－	92,654	－	92,654
資産計	－	92,654	－	92,654
長期借入金	－	728,743	－	728,743
負債計	－	728,743	－	728,743

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金及び保証金

契約期間に基づいて算出した将来キャッシュ・フローを国債の利回りなど観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

長期借入金（１年内返済予定のものを含む）

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算出しており、レベル２の時価に分類しております。

7．賃貸等不動産に関する注記

(1)賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、千葉県において、賃貸用のマンション（土地を含む。）及び賃貸用の土地を有しております。

(2)賃貸等不動産の時価に関する事項

貸借対照表計上額			時価
当事業年度期首残高	当事業年度増減額	当事業年度末残高	
1,018,423千円	△5,401千円	1,013,021千円	968,000千円

（注１）貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

（注２）当事業年度の増減額のうち、主な増加額は付属設備取得2,450千円であり、主な減少額は減価償却費7,851千円であります。

（注３）時価は、社外の不動産鑑定士による調査報告書に基づく金額であります。ただし、直近の評価時点から、一定の評価額や市場価格を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていない場合には、当該評価額によっております。

8．関連当事者との取引に関する注記

役員及び主要個人株主等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員が議決権の過半数を所有している会社	株式会社ＯＰＵＳ６７	被所有 9.94	当社代表取締役社長の資産管理会社	第三者割当の引受（注）	249,998	－	－

（注）第三者割当の引受は当社が行った第三者割当増資を１株につき324円で当社普通株式771,600株を引き受けたものです。

9．収益認識に関する注記

(1)顧客との契約から生じる収益を分解した情報

	当事業年度 (自　2025年９月１日 至　2026年８月31日)
新聞等発行売上	1,301,463千円
折込チラシ配布売上	1,400,002千円
販売促進総合支援売上	447,713千円
その他	141,062千円
顧客との契約から生じる収益	3,290,241千円
その他の収益	45,274千円
外部顧客への売上高	3,335,516千円

(2)収益を理解するための基礎となる情報

「２．重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(5)　収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

10. １株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額	35円91銭
１株当たり当期純損失	19円61銭

（注）当社は2025年11月１日付けで普通株式１株につき２株の割合で、また、2026年６月26日付けで普通株式１株につき1.8株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首にこれらの株式分割が行われたと仮定して、１株当たり純資産額及び１株当たり当期純損失を算定しております。

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。